

随意契約の公表（平成30年12月）

別紙様式2-1（第40条の5）

契約工事、物品等又は役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考
								再就職者の人数	現在の職名	独法での最終職名	取引高	取引割合	
窓際空調機更新に伴う諸工事	東京主管支所長 下田 盛孝	平成30年12月26日	東京都文京区小石川4-22-2 大星ビルシステムズ株式会社	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命随契）	1,398,600	1,398,600	100.0	—	—	—	—	—	

（注1）「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。

（注2）「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

（注3）単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注4）他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められる場合は予定価格を非公表としている。

（注5）試験車両の購入を随意契約によることとした理由

自動車アセスメント試験等の実施にあたって購入する試験車両は、一般ユーザーが実際に購入するもの同等でなければならないため、当機構職員が身分を明かさず展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングをすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから、競争を許さないため。